

引取業登録申請書等添付書類チェックリスト

申請者名 : \_\_\_\_\_

No.	申請等区分 添付書類	新規	更新	変更届							備考
				住所	氏名又は名称	代表者、役員 (法人)	法定代理人 (未成年者)	体制 フロン類の 確認	地 事 業 所 名 、 所 在		
①	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・申請者が法45条第1項で定める欠格要件に該当しないことを証する書面(法文を十分に確認のこと)
②	(個人)申請者の住民票の写し	○	○	○	○						・発行日より3か月以内のものに限る。・住民票の写しは、本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。
③	(法人)登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	◎					・発行日より3か月以内のものに限る。
④	(法定代理人が個人) 法定代理人の住民票の写し	○	○				○				・発行日より3か月以内のものに限る。
⑤	(法定代理人が法人) 法定代理人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)の 写し	○	○				○				・発行日より3か月以内のものに限る。
⑥	エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	◎	◎					◎	○		次の書類のいずれかを添付 ・確認方法を記載した書類(別添1を参照) ・エアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類 (自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し)
⑦	通知書の写し	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		・更新登録申請、通知書の書換が必要な変更届の場合には通知書交付時に書換前の通知書の原本が必要 ・登録通知書を紛失等により申請書に添付できない場合、理由書を添付すること。
⑧	本県のその他の登録通知書及び許可証の写し	○	○								・フロン類回収業登録、解体業・破砕業許可の該当ある場合は添付

\* 申請手数料(静岡県収入証紙): 新規(4000円)、更新(3000円)、変更届(無料)

◎ : 必ず添付が必要な書類

○ : 該当すれば、添付が必要な書類

\* ①~⑥は、省令で規定されている添付書類

(注) 複数の申請等を同時に行う場合、添付書類のうち共通するものについては、それらの申請のうちの一つに添付されていれば、他の申請については省略できる。ただし、登録、許可事務を行う機関が異なる場合は、省略することはできない。省略する場合、別添3『添付書類省略理由書』を添付する。